

平成 15 年 11 月 10 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 カ ル ラ
代 表 者 名 代表取締役社長 井 上 修 一
(コード番号: 2789)
問い合わせ先 取締役経営企画室長 清 水 あ さ 子
(TEL: (022) 351 - 5888)

新株式発行及び株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

平成 15 年 11 月 10 日開催の当社取締役会において、当社株券の日本証券業協会（店頭売買有価証券市場）への登録に伴う新株式発行及び株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募新株式発行について

- (1) 発行新株式数 普通株式 300,000 株
- (2) 発行価額 未定
- (3) 募集方法 一般募集とし、大和証券エスエムビーシー株式会社、ＵＦＪつばさ証券株式会社、東洋証券株式会社、野村證券株式会社、岡三証券株式会社、三菱証券株式会社に全株式を買取引受させる。なお、本募集における価格（発行価格）は、今後の取締役会において決定する発行価額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件に基づいて需要状況等を勘案した上で、平成 15 年 12 月 1 日（月曜日）に決定するものとする。ただし、引受価額が、発行価額を下回ることとなる場合は、新株式の発行を中止する。
- (4) 引受契約の内容 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における価格（発行価格）から、引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。
- (5) 申込期間 平成 15 年 12 月 3 日（水曜日）から
平成 15 年 12 月 8 日（月曜日）まで
- (6) 払込期日 平成 15 年 12 月 10 日（水曜日）
- (7) 株券交付日 平成 15 年 12 月 11 日（木曜日）
- (8) 配当起算日 平成 15 年 9 月 1 日（月曜日）
- (9) 申込株数単位 100 株
- (10) 発行価額、発行価額中資本に組入れない額、その他この新株式発行に必要な事項は、今後の取締役会において決定する。
- (11) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文章は当社の新株発行並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際には、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 株式の売出しについて

- | | | |
|-----|----------------------------------|--|
| (1) | 売出株式数 | 普通株式 100,000 株（引受人の買取引受による売出し分）
普通株式 上限 60,000 株（オーバーアロットメントによる売出し分） |
| (2) | 売出価格 | 未定（上記 1. の一般募集における価格と同一とする。） |
| (3) | 売出人及び
売出株式数 | 引受人の買取引受による売出し分
宮城県仙台市宮城野区鶴ヶ谷七丁目 22 番 2 号
井上修一 100,000 株
オーバーアロットメントによる売出し分
東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 1 号
大和証券エスエムビーシー株式会社 上限 60,000 株
及び の合計上限 160,000 株 |
| (4) | 売出方法 | 引受人の買取引受による売出し分
大和証券エスエムビーシー株式会社に全株式を買取引受させる。
オーバーアロットメントによる売出し分
大和証券エスエムビーシー株式会社が、上記 のほかに、需要状況等を
勘案し、当社株主より借受ける当社普通株式について追加的に売
出しを行う。売出株式数は、上限を示したもので、売出価格決定日に需
要状況等を勘案の上決定される予定である。
ただし、上記 1. の公募新株式の発行が中止となる場合、株式売出し
も中止する。 |
| (5) | 申込期間 | 平成 15 年 12 月 3 日（水曜日）から
平成 15 年 12 月 8 日（月曜日）まで |
| (6) | 受渡期日 | 平成 15 年 12 月 11 日（木曜日） |
| (7) | 申込株数単位 | 100 株 |
| (8) | 売出価格、その他この売出しに必要な事項は、 | 今後の取締役会において決定する。 |
| (9) | 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

3. 第三者割当増資の件について

上記オーバーアロットメントによる売出しに関連して、平成 15 年 11 月 10 日（月曜日）開催の当社取締役会において、大和証券エスエムビーシー株式会社を割当先として、払込期日を平成 16 年 1 月 9 日（金曜日）当社普通株式 60,000 株の第三者割当増資の決議を行っている。

ただし、上記 1. の公募新株式の発行が中止となった場合、本件第三者割当増資も中止する。

以上

ご注意：この文章は当社の新株発行並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際には、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

[ご参考]

1. 募集及び売出しの概要

(1) 発行新株式数及び売出株式数

発行新株式数	普通株式	300,000 株	
売 出 株 式 数	引受人の買取引受による売出し分		普通株式 100,000 株
	オーバーアロットメントによる売出し分(注)		普通株式 60,000 株

(2) 需要の申告期間 平成 15 年 11 月 21 日(金曜日)から

平成 15 年 11 月 28 日(金曜日)まで

(3) 価格決定日 平成 15 年 12 月 1 日(月曜日)

(一般募集における価格(発行価格)及び売出価格は、発行価額以上の価格で、仮条件に基づき需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 申込期間 平成 15 年 12 月 3 日(水曜日)から

平成 15 年 12 月 8 日(月曜日)まで

(5) 払込期日 平成 15 年 12 月 10 日(水曜日)から

(6) 株券受渡期日 平成 15 年 12 月 11 日(木曜日)

(7) 配当起算日 平成 15 年 9 月 1 日(月曜日)

(注) オーバーアロットメントについて

オーバーアロットメントによる売出しは、投資家の需要状況を勘案し、大和証券エスエムビーシー株式会社が追加的に行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、または全く行わない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、大和証券エスエムビーシー株式会社が当社株主より借受ける株式であります。

これに関して、大和証券エスエムビーシー株式会社は、60,000 株を上限として、当社普通株式を引受価額と同一の価格で当社が新たに追加的に発行する当社普通株式の割当を受ける権利（以下、「グリーンシューオプション」という。）を、平成 16 年 1 月 7 日（水曜日）を行使期限として当社から付与される予定であります。また、当社は平成 15 年 11 月 10 日（月曜日）開催の当社取締役会において、大和証券エスエムビーシー株式会社を割当先とし、払込期日を平成 16 年 1 月 9 日（金曜日）とする当社普通株式 60,000 株の第三者割当増資（以下、「本件第三者割当増資」という。）の決議を行っています。大和証券エスエムビーシー株式会社は、当社株主から借受けた株式を、グリーンシューオプションの行使により取得した株式及びまたはシンジケートカバー取引により買付けた株式により返還します。

大和証券エスエムビーシー株式会社は、平成 15 年 12 月 11 日（木曜日）から平成 16 年 1 月 7 日（水曜日）までの期間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）オーバーアロットメントによる売出しを行う株式数を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、協会が開設する店頭売買有価証券市場において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、大和証券エスエムビーシー株式会社は、シンジケートカバー取引にかかる株式数については、グリーンシューオプションを行使しない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行新株式数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行新株式数が減少する、または発行そのものが行われない場合があります。

ご注意：この文章は当社の新株発行並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際には、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し目論見書（並びに訂正事項分）をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券エスエムビーシー株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、または買付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2．今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	1,280,504株
公募増資による増加株式数	300,000株
公募増資後の発行済株式数	1,580,504株
第三者割当増資による増加株式数	60,000株（注）
第三者割当増資後の発行済株式数	1,640,504株（注）

（注）第三者割当増資による増加株式数及び第三者割当増資後の発行済株式総数は、前記「3．第三者割当増資の件」の発行済株式数の全株に対して、大和証券エスエムビーシー株式会社から申込があり、発行がなされた場合の数値です。

3．増資資金の資金使途

今回の公募増資による手取概算額283,000千円及び第三者割当増資による手取概算額60,000千円については、全額設備資金に充当する予定であります。

4．株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続的に実施していくことを基本方針としております。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、和風ファミリーレストラン「まるまつ」の店舗施設の拡充等に有効活用していく予定であります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的方針

今回の公募増資後、株主に対する利益還元につきましては、株主配当をはじめ、積極的に実施したいと考えておりますが、現時点において、具体的な内容は決定しておりません。

なお、別途株主優待につきましては、「株主優待制度新設のお知らせ」をご参照下さい。

(4) 過去3決算期間の配当状況

決 算 期	平成13年2月期	平成14年2月期	平成15年2月期
1株当たり当期純利益 又は当期純損失（円）	37.48	240.99	253.34
1株当たり配当額 （うち1株当たり中間配当額）（円）	25.00 （ - ）	25.00 （ - ）	25.00 （ - ）
実績配当性向（％）	-	10.4	9.9
株主資本当期純利益率（％）	-	22.1	19.2
株主資本配当率（％）	2.7	2.5	2.1

（注）1．1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

2．株主資本当期純利益率は、当期純利益を株主資本（期首及び期末株主資本の平均）で除した数であります。

3．株主資本配当率は、年間配当総額を株主資本（期首及び期末株主資本の平均）で除した数であります。

ご注意：この文章は当社の新株発行並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際には、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し目論見書（並びに訂正事項分）をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

4. 当社は、平成 15 年 5 月 26 日付をもって、株式 1 株に対して 2 株の株式分割を行い、発行済株式数は、1,280,504 株となっております。そこで、日本証券業協会の公開引受責任者・引受審査責任者宛通知「登録申請のための有価証券報告書の作成上の留意点について」(平成 14 年 12 月 26 日付日証協(店登)14 第 323 号)に基づき、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の 1 株当たり指標の推移を参考までに掲げると次のとおりであります。なお、平成 13 年 2 月期の数値(1 株当たり配当額についてはすべての数値)について、朝日監査法人の監査を受けておりません。

決 算 期	平成13年2月期	平成14年2月期	平成15年2月期
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 () (円)	18.74	120.49	126.67
1 株 当 たり 配 当 額 (うち 1 株 当 たり 中 間 配 当 額) (円)	12.50 (-)	12.50 (-)	12.50 (-)

5. 従業員持株会への販売

今回の公募による新株式発行及び株式売出しに当たりましては、当社従業員への福利厚生等を目的として、当社の従業員持株会に対し、公募新株式数 300,000 株及び売出株式数 100,000 株のうち一定の株数を販売する予定であります。

6. 販売方針

販売に当たりましては、日本証券業協会の規則で定める株主数基準の充足、店頭登録後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家に販売が行われることがあります。

需要の申告を行った投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、発行価格若しくはそれ以上の需要の申告を行った者の中から、原則として需要の申告への積極的参加の程度、証券投資についての経験、知識、投資方針等を勘案した上で決定する方針であります。

需要の申告を行わなかった投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、原則として証券投資についての経験、知識、投資方針、引受人との取引状況等を勘案して決定する方針であります。

(注)「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以 上

(お問い合わせ先) 取締役経営企画室長 清水あさ子
TEL 022 - 351 - 5888 (代表)

ご注意：この文章は当社の新株発行並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際には、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。